

(2025年3月24日より)旅券の仕様変更にとまなう交付日数の増加と、郵送申請の終了について

1 旅券の仕様変更と申請から交付までの必要日数の増加

- (1) 昨年10月31日の領事メールにてお伝えさせていただきましたとおり、2025年3月24日から、旅券(パスポート)の偽変造対策を強化するため、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。現在お持ちのパスポートは有効期間まで使えます。この機会に有効期間をご確認ください。
- (2) 現在は、旅券の申請から交付まで約5業務日で行っておりますが、来年3月24日以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、最短でも2週間以上の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合も、2週間程度の日数を要します。
- (3) 具体的には、今後当館ホームページ等でご案内いたしますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期間が十分かご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討下さい(旅券の残存有効期間が1年未満の場合に切替申請が可能です。)
- (4) なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えしますが、交付準備が整った段階で再度ご連絡します(窓口での書面申請の場合はメールまたは電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

2 書面申請の場合の領事出張サービスでの旅券発給・遠隔地居住者の即日発給サービスの終了

- (1) これまで、当館から遠方にお住まいで、書面での申請を希望する邦人の方には、領事出張サービス実施日(や、当館への来館予定日)までに、旅券発給申請書を事前郵送いただき、当日にご本人が受領のために来館される前提で、同日に旅券を交付していました。
- (2) 一方、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、3月24日以降、領事出張サービスや事前予約による当館来訪時の旅券の即日発給のサービスを終了いたします。
- (3) また、遠方にお住まいの方におかれては、是非オンライン申請の利用をご検討ください。十分に時間をもってオンライン申請いただければ、領事出張サービス時に旅券を交付することが可能です。また、来館時の交付をご希望される場合でも、来館は交付時の1回のみとなります。オンライン申請の利用方法は、下記のリンクからご確認ください。

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.online.html

3 本邦ご親族の旅券

本邦のご家族においても、具体的な渡航予定がなくても、急遽渡航する必要が生じる場合に備え、旅券を取得しておくようご助言をお願いします。